

掛川市告示第32号

掛川市放課後児童健全育成事業実施要綱（平成17年掛川市告示第24号）の一部を次のように改正する。

平成26年3月31日

掛川市長 松井三郎

第1条中「第6条の2第12項」を「第6条の3第2項」に改める。

第4条第1項中「午前8時」を「午前7時30分」に改める。

第14条第1項ただし書を次のように改める。

ただし、次の各号に掲げる月にあつては、1月につき当該各号に定める額とする。

(1) 8月 9,500円

(2) 12月 7,500円

(3) 3月 8,000円

第14条第2項を次のように改める。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合にあつては、前項の規定により算定した利用料の額に当該各号に定める額を加算するものとする。

(1) 第5条第1項第2号に規定する施設において土曜日に事業を利用する場合 2,000円

(2) 第5条第1項第3号に規定する施設において休日に事業を利用する場合 500円

第14条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 第1項及び前項の規定にかかわらず、利用者が次に掲げる者である場合における利用料の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）に属する者 0円

(2) 所得税非課税世帯に属する者で、母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第5項の母等であるもの 第1項及び前項の規定により算定した利用料の額から3,000円を控除した額

附 則

この告示は、平成26年4月1日から施行する。